

中小事業者の皆さんへ

大竹市地域経済活性化事業補助金

問い合わせ 産業振興課 ☎59 2 1 3 1

大竹の魅力の発信と地域経済の活性化を図るため、商品開発・改良事業、販路拡大事業および創業に係る事業に対する補助金を交付します。

なお、商品開発・改良事業および創業に係る事業の補助金については、支援機関の支援を受ける必要があります。事前に産業振興課に相談してください。

※支援機関とは、中小企業等経営強化法第31条第1項の規定に基づき、国の認定を受けた経営革新等支援機関のことです。市内では、大竹商工会議所や金融機関などが認定を受けています。

対象

中小事業者などで、次の事業ごとの要件を全て満たす方

【商品開発・改良事業】

① 商品を販売または製造する事業所が市内にある

② 市税の滞納がない

③ 市内で事業を1年以上続けている
④ 支援機関などの支援を受けている
⑤ 大竹生まれ商品として登録し、新商品などの販売を開始した日から2年以内に市のふるさと納税返礼品とするための手続きを行う

【販路拡大事業】

① 商品を販売または製造する事業所が市内にある

② 市税の滞納がない

【創業に係る事業】

① 補助金を募集する年度内に市内で創業しようとする方または創業した方

② 商品を販売または製造する事業
③ 市税の滞納がない

④ 支援機関などの支援を受けている
⑤ 市内で事業を営んでいないものが新たに事業を開始する

補助金の対象経費と上限額

各事業の補助対象経費（税込み）

申し込み

申請書に事業計画書などの必要書類を添付して、5月8日(月)から6月9日(金)までに自治振興課へ。

※市ホームページ、自治振興課または公共施設（各支所・公民館・コミュニティサロン）に募集要領があります。申請前に確認してください。

市民活動団体が提案・実施する事業を募集し、助成金を交付します。
対象団体
市内の5人以上で活動する非営利活動団体（代表者および会則などを定めている団体に限る）
対象事業
地域課題の解決を目的とした事業で、次の要件を全て満たす事業
○ 市民を対象としている（特定の個人、団体などのみが利益を受けるものは対象となりません）
○ 非営利で自主的・主体的に提案実施する
○ 令和6年3月末までに実施・完了できる

助成金の種類など

助成金の種類	スタート支援助成金	ステップアップ支援助成金
活動歴の別	4月1日現在で活動歴が3年未満の団体	4月1日現在で活動歴が3年以上の団体
助成内容	活動歴が3年に達する年度までを限度に最大3回まで交付可	団体が新しい課題を掲げて発展的に取り組む事業につき1回のみ交付
上限額	5万円／回	10万円
選考方法	申請書類による審査（申込順）	申請書類による審査（評価点数の高い順）
備考	助成金はすべて予算の範囲内で交付します。 この助成金以外に財政的支援を受けることができる事業は、この助成金を受けられません。 団体そのものの運営費用に充てられ、事業性がないものは、この助成金を受けられません。	

の2分の1以内（10000円未満切り捨て）

【商品開発・改良事業】

調査研究費、開発費、借損料、資料購入費、通信運搬費、委託費（補助金上限額は250万円）

【販路拡大事業】

委託費、印刷製本費、旅費、通信運搬費、出展料、使用料（補助金上限額10万円）

【創業に係る事業】

店舗等改装費（市内事業者が施工する場合限定）、家賃、印刷製本費、委託費（補助金上限額60万円）

申し込み

5月1日(月)から9月29日(金)までに必要書類を添えて申請書を産業振興課へ。申請書などは、市ホームページからダウンロードできます。

中小企業
人材育成事業助成金

問い合わせ 産業振興課 ☎59 2 1 3 1

中小企業に勤めている方が技能講習などを受講した際の費用の半額を助成する制度です。

※助成金の申請は、申込順です。予算の額を超える場合は、受け付けができない場合があります。

助成対象者 市内で事業を営む中小企業者（市税などの滞納がない事業者）※市外の事業所などに勤務している方が受講した費用は対象外です。

対象経費 左の対象研修または対象技能講習を受講し、修了した場合の受講料および教材費

対象研修 令和5年度中に中小企業大学校広島校が実施する研修
※令和5年度から中小企業大学校広島校が実施する研修も対象。

対象技能講習 令和5年度中の技能講習修了日（修了証交付日）で「技能講習表」の1～42の技能講習

助成金額 技能講習費用（受講料および教材費）の半額（10000円未満切り捨て）【上限額20万円（1助成対象者あたり）】
申し込み 令和6年3月29日までに産業振興課へ。

技能講習表

1 木材加工用機械作業主任者技能講習	15 はい作業主任者技能講習	29 フォークリフト運転技能講習
2 プレス機械作業主任者技能講習	16 船内荷役作業主任者技能講習	30 ショベルローダー等運転技能講習
3 乾燥設備作業主任者技能講習	17 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	31 車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習
4 コンクリート破砕器作業主任者技能講習	18 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習	32 車両系建設機械(解体用)運転技能講習
5 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	19 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習	33 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習
6 ずい道等の掘削等作業主任者技能講習	20 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	34 不整地運搬車運転技能講習
7 ずい道等の覆工作業主任者技能講習	21 鉛作業主任者技能講習	35 高所作業車運転技能講習
8 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	22 有機溶剤作業主任者技能講習	36 玉掛け技能講習
9 足場の組立て等作業主任者技能講習	23 石綿作業主任者技能講習	37 ボイラー取扱技能講習
10 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	24 酸素欠乏危険作業主任者技能講習	38 安全衛生推進者養成講習
11 鋼橋架設等作業主任者技能講習	25 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	39 衛生推進者養成講習
12 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	26 床上操作式クレーン運転技能講習	40 安全管理者選任時研修
13 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習	27 小型移動式クレーン運転技能講習	41 職長等教育
14 採石のための掘削作業主任者技能講習	28 ガス溶接技能講習	42 職長・安全衛生責任者教育

※申請書などは、市ホームページからダウンロードできます。

ふるさと納税制度の
担当部署変更

ふるさと納税返礼品などの相談は
産業振興課へ

問い合わせ 産業振興課 ☎59-2131



返礼品の一例
『大竹産さく芋 逸品セット』

これまで総務課で担当していた「ふるさと納税制度の相談窓口」が、産業振興課になりました。
新規のふるさと納税の返礼品の登録や大竹市地域経済活性化事業補助金を活用した返礼品開発については、産業振興課に相談してください。



きれいで快適なまちづくりを積極的に推進するため、沿道などの公共的な空間に花壇（市民花壇）を設置し、自主的に維持管理を行う団体に花の苗を配布します。

花苗の配布対象団体

市内在住または市内に通勤・通学する方3人以上で構成する非営利活動組織で、地域の環境美化活動に積極的に参加する意思があり代表者が明確な団体

（例）自治会、シニアクラブ、子ども会、学校、児童クラブ、保育所、ボランティアグループ、NPO法人、その他この運動のため新規に結成した団体など

使用申請者の資格

市内に住所または本籍があり、下記の「墓地の使用許可条件」を順守できる方

申し込みに必要なもの

- ①使用許可申請書（環境整備課窓口に設置。市ホームページからもダウンロードできます）
- ②申込者本人の住民票の写し（本籍の記載があり、発行後3カ月以内のもの）

使用許可の決定

申込期間終了後、永代使用料の納付書を送付します。納付確認後に使用許可を決定（使用許可証を交付）します。

なお、1区画に2人以上の申し込みがあったときは、抽選により決定します。

その他

- 許可申請は、1世帯につき1区画に限りです。ただし、期間内に申し込みのなかった区画は、1世帯につき2区画以上の許可申請を認める場合があります。
- 期間内に申し込みのなかった区画は、5月29日(月)から随時申し込みを受け付けます。
- 使用者を募集する区画には、現地

市民花壇の場所

次の要件を全て満たしている場所

- 原則、市内の土地で道路などに面しており多数の方が容易に鑑賞できる。

○国や地方公共団体または民間の助成団体などが実施する財政的支援の対象になっていない。

○土地の管理者などの許可・承諾が得られている。

花苗の種類・配布数

ペチュニア、マリーゴールド、日草を予定しており、1㎡あたり16ポット、1団体あたり300ポットを配布限度数とします。配布時期は、6月中旬から下旬です。

※花苗の種類は、変更になることがあります。

申し込み

5月1日(月)～16日(火)までに公衆衛生推進協議会事務局、環境整備課、各支所、総合市民会館、栄公民館に備え付けの申込書に記入し、公衆衛生推進協議会事務局に提出してください。

その他

○花苗の配布を受けた団体は、7月5日(水)までに実施報告書を提出してください。

○市民花壇の維持管理に必要な経費は、各団体の負担になります。

○応募多数の場合は、抽選で配布団体を決定する場合があります。

申し込み期間
5月10日(水)▶26日(金)8時30分～17時15分(土・日曜日を除く)

市営白石墓苑の使用者募集

問い合わせ 環境整備課 ☎59-2154

白石1丁目に造成した「市営白石墓苑」の使用者を募集します。希望者は、資格や条件などを確認し、環境整備課に使用許可申請書を提出してください。

※使用料や場所など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

おためし。じみ事情 No.58

合言葉は「もったいない」減らそう食品ロス！

問い合わせ 環境整備課リサイクルセンター ☎525101

食品ロスとは

「食品ロス」とは、手つかずの食品や食べ残しなど、本来まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいいます。

食品ロスの現状

令和元年10月、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、国や自治体、事業者などが、それぞれ食品ロスの削減に取り組んでいます。環境省の令和2年度の推計では、食品ロスは、約522万トンとなっています。

食品ロスを減らそう

食品ロスは、一人一人が「もったいない」という意識を持ち、日常生活のちょっとした行動で削減できます。みんなで食品ロスの削減に取り組みましょう。

◇家庭でも、外食時でも食べきれない量を心がけ、残さず食べましょう。

◇買い物の前に冷蔵庫の中をチェックし、買い過ぎないようにしま

しょう。

◇消費期限や賞味期限をこまめにチェックしましょう。

◇食材は上手に使い、無駄なく使い切りましょう。

◇食べ切れる量を考えて調理しましょう。また、食べ切れなかった場合は、冷凍するなど、保存方法を工夫しましょう。

◇生ごみは、しっかりと水切りし、ごみの減量に取り組みましょう。

毎月第一土曜日は「ひろしま環境の日」です。

「ひろしま環境の日」一斉行動

5月のテーマ

外出時は自転車や公共交通機関を利用しよう！



家庭で、職場で、できることから始めましょう。

環境整備課 ☎59-2154

墓地の使用許可条件

1 墓地の使用

墓地は、焼骨の埋蔵やこれに伴う墓碑の建設目的以外には使用できません。また、他人に譲渡や転貸をすることはできません。

2 永代使用料

納付された永代使用料は原則として返金しません。ただし、許可後5年以内に墓地を返還したときは、永代使用料を返金します。

3 使用権の継承

使用権は、相続以外に移転することとはできません。ただし、やむを得ない事由によって、親族または縁故者が継承しようとするときは、継承による移転申請書に、親族などの関係を証明する書類と現使用権者の使用許可証を市に提出し、許可を受けなければなりません。

4 住所・氏名の変更届け出

使用者が住所または氏名を変更したときは、住所（氏名）変更届と使用許可証を市に提出し、許可証の更新を受けなければなりません。

5 埋蔵などの届け出

使用者は、墓地に焼骨を埋蔵するときは、市に届け出なければなりません。

6 使用許可の取り消し

次の各号に該当するときは、使用許可を取り消す場合があります。

①墓地使用条例、規則などに違反したとき。

②許可後、2年を経過しても使用しないとき。ただし、碑標などを設けたときは、この限りではありません。

③使用者の住所が不明となり、10年を経過したとき。

④墓地を他人に転貸や、譲渡をしようとしたとき。

7 墓地の返還

墓地を返還しようとするときは、返還届と使用許可証を市に提出しなければなりません。また、返還する墓地は原形に復して、市の確認を受けなければなりません。

8 工作物などの設置

①墓碑およびこれに類する施設の高さが2m以内

②囲障の高さが1m以内。また、墓地内の植栽、縁石を利用しての工作物の設置は禁止します。（例えば、縁石の上にブロックなどを築造するなど）

③盛土の高さ 10cm以内

9 墓地の管理

許可区画内の維持管理は使用者自ら行ってください。また、墓碑を設置しない場合も、除草などは責任を持って行い、他の人の迷惑にならないようにしてください。